

平成25年度第4回流山市生涯学習審議会会議録

1 日 時

平成26年2月4日（火）14時00分～16時00分

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館）講義室

3 議 事

- (1) (仮称) おおたかの森センターについて
- (2) 流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例
(素案) について
- (3) おおたかの森出張所内図書サービス業務について
- (4) 文化芸術振興条例について
- (5) その他

4 出席委員（11名）

小林会長 佐々木副会長 渡邊哲也委員 皆川委員
濱田委員 辻野委員 山中委員 石川委員
井田委員 小林千穂委員 小宮委員

5 欠席委員

渡邊英一委員 川上委員

6 事務局

直井生涯学習部長 戸部生涯学習部次長兼生涯学習課長
小川図書・博物館長 須田図書・博物館次長 小栗図書・博物館次長
渋谷公民館長 松本公民館次長 玉田生涯学習課長補佐
菊本生涯学習課係長 國崎臨時職員

7 傍聴者

1名

8 会議録

14：00開会

※会議録中の「おおたかの森センター」は、全て仮称です。

事務局による配布資料の確認。

(小林会長)

今日はお寒い中ご出席ありがとうございました。

それでは早速本日の会議に入りたいと思います。すでにお配りしてありますように、主な議題は4つあります。そのうち(2)(3)は図書館についての議題ですけれども、(1)と(4)につきましては、これまで皆さんと一緒に議論してきたことでもありますので、今回さらに深めたいと思っております。

それでは早速(1)から入りたいと思います。(1)については前回、基本的文言につきましてはご承諾いただいておりますが、その時に抜けていた利用に関する費用等については、その後決まったことを加えて完成させるということでした。今日はその部分について補てんしてもらった資料すべてについて事務局から説明をしていただいた上で、これからの進め方、パブリックコメント等、日程的なことについても説明して頂きます。

最初に内容について説明していただきます。

(事務局)

資料をもとに説明。

- 資料1：
- ・パブリックコメントの実施要領
 - ・(仮称)流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例(案)
 - ・利用料金を策定するための試算表
 - ・施設平面図

(小林会長)

条例が確定するのは6月議会ですね。指定管理については条例が確定しなくても決めることができるのですか。

(事務局)

はい。指定管理者の選定につきましては、別途指定管理に関する手続きの条例で対応します。今回御審議していただく条例は6月上程、その後、指定管理者を募集、12月議会で指定管理者を決めていくという流れになります。

(小林会長)

利用料金等について、前回話し合った内容に加えられています。表などもあります。前回、今回のことについて再度疑問、確認したいことがありましたらご発言ください。

(小宮委員)

第2条についてお伺いしたいのですが、最初、前回の前にいただいた資料と、前回ここでいただいた資料と今日いただいたものと全部違うのです。最初にいただいたものは「地域住民が相互交流し、地域活性化の拠点として文化交流等の活動をささえるため」となっており、もう一つの議題とも関連することがあったのですが、今回は非常にすっきり、あっさりしているのですが、この辺の経過についてお聞きしたい。

また、前は第5条に指定管理者の活動の制限、業務の範囲というのがありますが、それがいろいろな形で他へ溶けていったのかもしれませんが、その項目自体がなくなっています。その経過についてもお伺いしたい。

もう一つ、「センターに併設される学校」という表現に違和感があります。「学校に併設されるセンター」ではないでしょうか。

それから前回は申し上げたのですが、住民の意向を反映させたり、使用が始まった中で様々な学校側から使用や希望等が出た場合、定期的な話し合いの場だとか意向を反映させる場というのはどんな

形でここに盛り込まれているのかということです。

(小林会長)

では、最後のご質問の前のところまで、文言が変わった経過についてお願いします。

(事務局)

はい。まず、条例案の大本の資料は生涯学習課の案を出しましたが、生涯学習課は教育委員会に所属していますので、そういった視点で文化、教育という部分について着目し、そういったところを設置目的にいれられないかと考えておりました。前回10月末の時の条例案にも文化活動ということが入っていたのですが、その後、法規の担当課、庁内調整を行った結果、国からの交付金の部分が地域の活性化とか地域交流拠点施設という部分の交付金の規定がございまして、それに整合させる必要があるのではないかとということで文化の文言がなくなったという経緯です。

(小林会長)

前回の議論の最後に、庁内の意見交換がまだ行っていないので多少の変更があるかもしれないということでしたので、それに基づいて変更されたということですね。

(事務局)

それから「センターに併設される学校」ということがありましたが、これはセンター側から見た部分ですので、確かにこれはごもつともだと思しますので、これについてはもう一度検討します。

(小林会長)

では、そちらについてはもう一度ご検討ください。

それから最後のご質問については、前回、後田教育長のコメントを読んでいただきましたが、あの中にも、こういう施設を運営していくときにどう考えるかということでコメントがあったと思うの

ですが。

(事務局)

協議の場を設けていくということですね。

(小林会長)

そのところは運営で考えられるので、設置及び管理条例には含めなくても大丈夫かと思えます。よろしいでしょうか。

(小宮委員)

最初のところですが、第2条の地域の活性化に資するためとはどういうことか。例えば地域の活性化というと産業を興したり、様々な行事をやったりということがあると思うのですが、このセンターの役割とはそういうことではなくて、その前の段階にあった地域住民が相互に交流しということだと思えます。一番センターらしい働きを出さないと、産業振興のようにもとれてしまい、補助金のためにセンターの性質がどんなことにも使えるということになってしまうので、これをつくる狙いがあっても良いかと思えます。

(小林会長)

今のお話であれば、余計な部分がなくなったとも聞こえますのでよろしいのではないのでしょうか。一番の肝の部分がきちんと残っていると思えます。

(事務局)

的確なお答えにはならないかもしれないのですが、そもそも第1条の地方自治法による規定では公共の福祉の増進ということが根拠になります。そういうことで具体的な機能や事業の規定がないというのが地方自治法なのです。これが根拠の一つです。それと先ほど申し上げた交付金の縛りがありまして、その点からも設置管理条例には明記しておきませんと、会計検査等の指摘対象になると考えられます。そういったことから、交付金の交付要綱に整合させたほ

うがよいのではないかということで、法規担当と検討した結果、このような最終案になったというのが現状です。当然、施設の機能としては、地域交流及び住民活動を主体とした場として活用していただくという意味では何らかわりません。

(小林会長)

では他にございませんか。

料金については、市のルールとおりに決めたということですね。

(事務局)

はい。現状の基準で、平日は1㎡1時間あたり3円、休日は3.6円ということで、これは3年ごとに見直していくという形になります。予定でいきますと、来年度見直しを検討することになります。

(濱田委員)

今の南流山センターの稼働率はどのくらいですか。

(事務局)

南流山センターは、ホール1つに会議室2つ、和室と調理室があるのですが、ホールは8割、会議室は7割以上ということになっています。足りないという部分もあるかと思えます。

こちらの近隣ですと初石公民館なのですが、初石公民館で利用できない人がおおたかの森センターに流れることも充分想定できます。

(濱田委員)

かなりの稼働率になると見込んでいるのですか。

(事務局)

はい。そうですが、これから試算しないといけないのですが。読めないという部分もありますが、現状の南流山センターや初石公民館の稼働率が横滑りというわけにはいかないと思えます。

(小林会長)

他にございませんか。

(皆川委員)

販売行為等の禁止ということなのですが、講師の著作を販売しての講演会や学習会は許容範囲として認めてもらえるのでしょうか。

(事務局)

こちらでは営利のための販売を規定しているので、基本的には講演会の延長線上での教育活動につながる教材的なものということであればかまいません。

(皆川委員)

それも学習情報の提供ということで市民サービスになっていると思います。

(辻野委員)

今までなぜ気付かなかったかということがありますが、それぞれの部屋の共通スペースの127.48㎡についての使用については言及していなくてもよいのでしょうか。

(事務局)

専用で貸出すというわけにはいきませんが、施設の全体運営として影響がない範囲で開放出来るかと思います。部屋を使う人たちの待合の場でもありますし、ある一定の行事に対して使用してもらうという形ではなくて、フリースペースとして扱っています。

(小林会長)

それでは、前回議論した内容についてご承認いただいて、さらに今回ご提案いただいたことについて、金額等ですね。よろしければご承認していただきたいと思います。

(事務局)

利用料金は4月からの消費税8%で計算し、税込金額となっております。

(小宮委員)

すみません。先ほど質問したのですがお答えがあったかどうかなのですが、前回第5条にあった指定管理者の業務の範囲をなぜなくしたのか。

(事務局)

はい。端的に申しますと、指定管理者を想定した条例が今のものです。前回までは市直営と指定管理者の両方が管理可能な形式で条例案を考えたということです。今回は指定管理者による管理を前提にしたものです。

(小林会長)

どうもありがとうございました。

それでは、以上で1か所だけ宿題ということで、学校に併設されるのかセンターに併設されるのかということについて検討して決定していただくということで承認ということにしたいと思えます。この結果はインターネット等でみられますので、そこでご確認いただきたいと思います。ありがとうございました。

では(2)番目にいきたいと思えます。これは図書館のほうからご説明いただきます。

(事務局)

資料をもとに説明。(資料2)

(小林会長)

名称はこれでよいでしょうかということと、住所は、これは学校全体の地番でしょうか。

(事務局)

学校全体の住所です。

(小林会長)

特に意義がなければ、これは今まで議論してきたことですのでご承認いただきたいと思います。

(一同)

はい。異議なし。

(小林会長)

ありがとうございます。

では次の議題(3)について、資料3の説明をお願いします。

(事務局)

資料をもとに説明。(資料3)

(小林会長)

市民の要望が高まっているので、ショッピングセンター内で貸出返却サービスを行いたいということですね。こういったサービスをやったほうがよいかどうか、疑問等がありましたらご意見をお願いします。

(山中委員)

予算見積りに電算システム、OAシステム使用料とありますが、こちらはここの端末での検索、予約もできるのでしょうか。

(事務局)

はい。貸出返却専用のノートパソコンを1台とOPAKという検索機能のあるシステム用に1台借りる予定です。

(佐々木副会長)

文言で気になったところがあるのですが、4の「開所時間」は「業務時間」のほうがよいのではないのでしょうか。開所というと出張所の開所と重なってしまうのではないかと思います。

(石川委員)

暫定的な措置なのでできるだけ予算をかけないことを念頭においたサービスだとは思いますが、この地域ですと会社帰りの方がピックアップしたりすると思うのですが、日曜日に開いたり、土曜日の買い物や夕食のついでにピックアップできるような体制をとったりということはない方向で、あくまでも出張所の時間、出張所の方に補助執行していただける範囲内のサービスを行うということでしょうか。

(事務局)

はい。今回は暫定的に行うということですので、おおたかの森出張所の業務時間や体制に応じた形で行うということです。日曜日はお休みですが、月曜日から土曜日までは開いています。近隣市町村では浦安市で市民課が主体となって、行政サービスセンターの運営の中で図書の貸し出し業務を導入してはどうかという発案から始まりましたが、やはりその範囲内の時間で行っています。

私どもとしては、将来市有地内の施設内の(仮称)ピックアップセンターの開館日や開館時間を検討していきたいと思います。

(小林会長)

石川委員としては出張所の開館時間に合わせるということが第一希望ですか。

(石川委員)

いえ、地域の方の利便性の高い時間、こういう時間にピックアップできたらという時間に関わっていることを希望します。

(事務局)

このことについての最初の発想が、図書館の使われ方を考えた時に、開館時間に図書館に行って、たくさんの書籍の中から選ぶというような図書館利用をされるといふ今ある図書館の利用のされ方があり、もう一つは、本当は図書館での情報はほしいのだけれども、学校やお仕事で図書館に行く時間のない方がおられるので、そういう方々にネットで予約をしていただいて受け取りをおおたかの森出張所を指定していただくという形をとろうということです。このように図書館に行くことができる人と、行けない人という2つの分け方ができるわけです。その中で平日は、学校や会社で図書館に行けないのですから出張所で受け取ってください、土日はできれば図書館に行ってくださいという図書館への誘いという思いもございますので、こんな形でまずはサービスを始めてみたいということです。

(濱田委員)

たとえば、流山市の蔵書にはない図書を近隣図書館から借りる場合もこの出張所でできるのでしょうか。

(事務局)

おおたかの森出張所では流山市内の図書館の蔵書のみを検索となります。それ以外については従来通り、お電話でも受け付けておりますので、そちらでお願いします。

(濱田委員)

わかりました。また、おおたかの森センターの子ども図書館ではピックアップサービスはできるのですか。

(事務局)

はい、できます。

(小林会長)

他にいかがですか。

(皆川委員)

はい。こういうターミナル駅につくるということは、通勤通学者の利便性を考えると、朝のあわただしい時間によることはできないので、帰りの時間、夜の7時、8時という時間に開いていないと利用されず、ただ通過していくことになるのではないのでしょうか。始まる時間よりも終わる時間をどう工夫できるかが、こういった場所に施設をつくる意義があるのではないかと思います。

(井田委員)

私は平日の昼間に図書館に行くのですが、子どもと一緒に連れていくとなかなかゆっくりできないので、行く時間はあるのですが、インターネットで予約して受け取りに行くという使い方をよくするのです。おおたかの森地域には若い世代の方も多いため、子育てしているお母さんも多いのではないかと思います。南流山図書館ですと、出張所もあるのですが、出張所よりもはるかに多くの方が図書館にいらしているため、予約して受け取りに行く人がどのくらいいるのかというデータがあれば参考になるのではないのでしょうか。

(事務局)

先ほどお配りしました「年報」の中に各館の貸出数、予約数を統計として載せてあります。

(小林会長)

はい、他にございますか。

では、私からなのですが、こういうサービスを行ったとしたら、どういう人が利用してどのくらい利用率があがるだろうかという目論見があるかと思うのですが、その辺はいかがですか。

(事務局)

おおたかの森出張所に設けた場合ということで、現在の初石分館

の数字を分析しますと、おたかの森管内で登録されている方をみますと、一日あたり30人くらいはいらっしゃるという計算になります。その他に未知数がありますので、一日 $30 + \alpha$ と考えております。暫定措置として実際に出張所で行ってみて、どのくらいになるかということで、将来の（仮称）ピックアップセンターにつなげたいということであります。

（小林会長）

もう一つあります。6月オープンということでシステムや備品は予算計上済ということですが、実際の人件費や本が動くための物流費は予算化しているのですか。

（事務局）

それについては、現行の予算の範囲内できるということで想定しています。実際に図書は予約等で図書館、各分館を動いているのですが、その回送についても現行の範疇で、また職員体制についても現行の出張所や図書館の職員の配置体制に基づいて行います。

（小林会長）

では、運営方法の4、5については今日の段階では固まっていませんので、固まり次第報告していただいて、このサービスを行っていくということではいかがでしょうか。よろしいですか。

はい、では、進めていただきたいと思います。運営の開所時間等については決まり次第報告をお願いします。

では、（4）番目の議題「文化芸術振興条例について」に入りますが、これについては市民アンケートをとりましたので、市民からどんな回答があったのか説明をお願いします。

（事務局）

資料をもとに説明。（資料4～8）

（小林会長）

では、これが市民の皆様のご意見といたしまして、なぜこんなことをやったかということをもう一度考えてみると、資料8にありますけれども、流山市が文化芸術条例をつくるかどうかということですね。そしてつくとどうなるのか。市民の方にアンケートをしている状況では、こういう条例ができてどうなるのかという一連のプロセスは市民の方には理解されていない状況で進んでいると思うのですが。こちら側のシナリオとしては、こういう条例ができれば、その条例によって、市としての計画が作られて、それが生涯学習に関連しては生涯学習基本計画というものがありますけれども、そういう構想の中に反映されて、結果として今出ている市民の方のいろいろなことが進むようになっていくという段取りになるのです。それでこのアンケートの結果を見ていただいたのですけれども、実際に流山市はある程度文化芸術が活発な市なのかどうか、あるいはさらに活発にしていくためには市民の方のどの辺の希望を満たすような方向で進んでいったらよいのかどうか、その辺の議論を少しフリーにやっていただきたいと思います。このアンケート結果を読んで、委員の皆様方が今のような問題についてどのようにお考えになったのかということ、少し自由に意見を言っていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

では小林委員いかがでしょうか。

(小林千穂委員)

はい。アンケート結果を読ませていただきましたが、流山市がどのような立場にいるかについては率直に申しまして、中途半端なのだと感じました。どの意見を見ても、何かをしていないわけではない、でも満足しているわけではないというようなところが汲み取れた内容だと思いました。加えて、ご要望の中で、非常に二極化しているなということも感じました。質の高いプロに触れる芸術を求めている方と、市民活動、自分たちが何かを行う場所や活動の場を充実してほしいという二極化で、こちらについてはどのような方針でいくかによって、うまく融合させていけるのか、相容れないものなのかをしっかりと考えていかないと、間違えると元の中途半端なも

のになってしまうのではないかなと懸念されました。

(小林会長)

どちらが良いと思いますか。個人的な感覚としてはいかがでしょうか。

(小林千穂委員)

難しいところですね。

(小林会長)

そうですね。他の方にもいろいろ聞いてみましょう。

井田委員、いかがですか。

(井田委員)

はい。私も小林千穂委員と同じような意見なのですが、アンケートをとると、質の高いホールが欲しいとか、松戸のような大ホールをぜひ流山にもとか、柏のような盛んなところを追従するようとかという意見が出てくるのは当然かなと思いました。ただ、数字をみると、これは満足していないという方の中のさらにいくつかということなので、市民全体の割合で考えるとどうなのかということを冷静に考える必要があると思いました。やはり二極化というと、大ホールがおおたかの森にあるといいだろうなと個人的には思うのですが、客観的に考えて松戸の真似をしてもだめなのかなと思っています。松戸でこれだけいろいろなコンサート等があって、そこに行けるのに、流山にいろいろなミュージシャンやプロの方、レベルの高い演奏家の方がどのくらい来てくださるのかということを見ると、松戸の知名度は大きいので、やはりそちらを選ぶのではないかなと思います。ですから、流山に特化したバンジョー奏者の青木さんとか、何か流山にゆかりのあることを見つけて、音楽ホールでなくても良いと思いますが、日本で言ったら流山といえるくらいのもものを見つけないとなかなか難しいかなと思います。

(小林会長)

二極分化というのはあるのですね。もともと文科省が鑑賞の機会も与えなさい、参画する機会も与えなさいという両面を打ち出しているのですから、どうしてもそうなってくるのかと思います。

石川委員はいかがですか。

(石川委員)

はい。アンケート結果をみて、設問自体が「～重要だと思うことを2つ選んでください」とあるので、どうしても初めに自分のことを書いてしまうのですけれども、その他のところで「学校」がキーワードとなるような回答や次世代についての回答が多くありました。そんなに多くはないのですが、他の自治体の文化振興条例で盛り込んでいるところもあるので、条例の文言で触れられることができると良いかと思いました。

(小林会長)

幸いなことに、流山市は若い人の人口が増えているということですので、そういうこともあるかもしれませんね。

では、山中委員。

(山中委員)

はい。やはり文化芸術はお金がかかる分野なので、行政が文化芸術に対して何かをしようと思った時は、やはり環境整備を期待されることだと思いますし、個人や市民ではできないことなので、せっかく条例を設けて、文化都市、芸術都市として流山を打ち出していくのであれば、環境整備、贅沢だといわれるかもしれませんが、楽器だったり、活動場所といった環境の整備が必要だと考えます。音楽も踊りも演劇も音が漏れますので、市民も活動場所の確保に苦労しておりますので、そういったところで贅沢だといわれてもしっかりお答えできる準備をして進めて欲しいと個人的には思います。

(小林会長)

環境整備ですね。

では、こちら側にうつつて、辻野委員いかがですか。

(辻野委員)

多岐にわたってこれだけの要望等がでてくるというのはやはり現状には満足していない。満足していないけれど、自分でどうしたらよいかはつかめていない。箱物をつくっても、中のコンテンツが良くなければすぐにだめになるだろうし、交通の便が悪ければいくら作ってもそこへ行くことさえもできない。不満を解消するだけではなくて、市は最初の旗振りをやって、後は民々といいますか、活動する民、市民の方たちが市の旗振りに追従していくような仕向け方が必要かなと思いました。

人とモノと金とがないと何事も進まないと思いますが、学校教育では文武両道というか、スポーツと文化活動の両方を進めてきているはずなのですが、どうもアンケート結果をみると、スポーツには比較的いきやすいが、文化へ自らを向かわせようとする部分が低いのではないかと気もしました。そこのところを補完するのが、学校教育ではどちらかというところを武に重きをおいてきたところを、生涯学習なり、われわれの方で軌道修正を、歳をとってそういったところを卒業してきた人たちを文に向かわせるにはどうしたらよいかということを経験に盛り込めば良いと思います。

(小林会長)

なるほど。渡邊先生、学校が話題になっていますがいかがでしょうか。文武の武は進んでいるけれど、文の方はどうかというようなご意見もありましたけれど。

(渡邊哲也委員)

自分の学校の実態からすると、文の方が進んでいるので、学校によってかなり違うのですが、うちの場合、美術部は60名くらいいて盛んなのです。今年は文科大臣賞をいただきました。

やはり両極あるから面白い、お互いに刺激しあうというふうに学

校の場としてはとらえています。

今回のことで私の意見は、結論から言いますと、他市との連携ができないだろうかということがあります。一つの案としては、催し物をするにあたって、予算も大変、施設も大変で、これを新たなものを造るとなると、今の時代では無駄遣いのような気がするのです。それならば、野田市、柏市、我孫子市、流山市、松戸市のあたりが持ち回りで大きな芸術会を毎年やっていくというような形ですね。なぜそのようなことを言うかということ、世代が、高齢者、熟年、青年、幼少（小学校）の部分をわけなくてはならない。そして世代世代に見せなくてはならないものがあるし、世代世代で理解できるものもある。今、ここで審議していることも、その辺がぼやっとなっているのではないか。だからなかなか話が整理されないのではないかと学校の立場からすると思うのです。その部分でいくと、大きなものは市で回せばよいのではないかと。施設の問題もあるのですけれども、今度新しい体育館ができれば、そこでいろいろなことをやらせていただければ、そこに市民を巻き込むこともできるでしょうし、それを定期的なものでやれば、今回はこちらの地域の方がですかというふうに、もちろん最初は申込制にして人数の把握が必要だと思うのですが。たしかに市内の学校でも、市立柏高校を呼んで演奏していただいている学校がいくつかでてきています。うちの場合は呼んで保護者まで入れるとなると、体育館が満杯でできません。これは学校の規模によって違うのです。今度新しい体育館ができるのでそういうところを利用していく。そういう部分と鑑賞の部分は必ずリンクしていると思うのです。ですから、年代層と規模に応じてやるイベントを考えていく。できれば持ち回りにしていけば、予算も低くなるでしょうしというようなことを考えました。

あとは、確かに学校を含めてなのですけれども、どんなことをやっているのかという広報活動が少ないかもしれないですね。アンケート結果を見て、いや学校はこうではないぞと、宣伝が足りないのだなと思ったところが多くありました。

（小林会長）

ありがとうございました。

ちなみに文化会館大ホールではどんなイベントが行われていますか。

(事務局)

大ホールの規模は820名で、主催事業としては、直近では家庭教育学級の合同講演会や銀河鉄道という演劇をやりました。

最近の傾向としては、いろいろな団体で実行委員会を組織したり、公民館と連携してやっていくことが多いです。

(小林会長)

では、濱田委員いかがでしょうか。

(濱田委員)

はい。私はやはり、流山は文化芸術のまちだとなれば素晴らしいと思っているのです。「都会から一番近い森のまち」という環境イメージがあって、これに文化的なイメージがあるとシビックプライドといって、市民の方もプライド、誇りにもなるし、そうなってくると新しい方も入ってくるだろうし、それこそ鎌倉とか武蔵野というところなりに文化芸術に理解のあるかたが集まっていますので、流山もそうなればいいなと思っている時に、実はこのアンケート結果はさびしかったです。例えば、「流山市は文化芸術が盛んなまちだと思いますか」という問に関しても、「どちらかといえば思う」「あまり思わない」という消極的な賛成反対で72.5%です。つまりそんなことは市民の方はほとんど考えていないということなのです。そこへ言われたものだから、○をつけなくてはいけないということだまたま○をつけたということだと思っております。

ただ、今の公民館の活動等をみると、かなり頑張っているし、仮に文化芸術条例をつくるとするならば、そういうような方向性というかシビックプライドにつながるようなものを作っていくのだというようなことなのかな。それならそのゴールはどうするのかということ、観る文化芸術、それからする文化芸術があると

するならば、最高峰のものを、例えば観るのにベルリンオペラを流山には持ってこられないわけです。ですからどちらかといえば、皆が文化芸術に日常的に親しんでいるまちなのだということを最終ゴールイメージにして、そのためにはやはり最高級に触れる必要があるから、それは時々来てほしいわけです。でも、どちらかといえば、皆やるのだと、文化芸術に皆が親しむまちなのだというところに的を絞るのが賢いのかなと思います。

逆に言うと、それこそ音楽ホールを造って最高級のものをといても、そんなに来ません。私自身、サントリーホールの設計にかかわったのですが、あそこはクラシック専用ホールとして演劇はやらないということにしたのですね。ですから舞台はないのです。それでサントリーホールだけが日本で唯一クラシック専用で成功し得たわけであって、他のところは皆、出し物をどうするのだとあって、一流のものを持ってくるために大変苦勞しています。経済的にあり得ないということになると、どっちが大事かということ、大事なものは、市民が芸術文化に皆が触れるまち、それがファーストプライオリティで、それにときどき最高級のものがやってくる。そういうような順序付けというものが大切なのではないかなと思います。そうすると、個人や民間の団体がそれなりにありますので、そういうところを持ち上げて、元気になってもらわなくてはならない。それで全市がそういうような文化的な薫りのあるまちを作っていく。中央線の武蔵野や国立に対抗するのは流山ではないかなというように、そのあたりにかなりの的を絞りこんだ形で考えていくのが正解で、普通の文化条例を作っても、そういうような狙いのようなものがあるといいなと感じています。

(小林会長)

かなり適格なご意見をありがとうございました。そうですね。ちよっと千円も払えばどこへでも行けるわけですからね。

皆川先生、いかがですか。

(皆川委員)

うちは県立高校ですけれども、できるだけ生徒が流山市にでていくようにということで、昨年から吹奏楽が西初石1・2丁目の町内会の合同のまつりで初めて演奏できました。今年度は合唱部が初石地区のもちつき大会に呼ばれました。また、うちは小・中学校が近くにあるので、小学生が学校に来たり、特に西初石中学校の3年生が全員うちに高校の体験授業にきますので、今年の注文は演劇部による授業を依頼されまして、中学生の前で演劇部がパフォーマンスを披露しました。ですから、地域内でのそういう交流はしていると思います。流山にもたくさんの文化団体があるようですけれども、生涯学習課さんで文化掲示板のようなものをインターネットでつくって、月別に、どういう団体がどういうイベントをやるかということに自由に参加して書き込んで、それを公開すれば、市民もこんなにたくさん団体があるのだ、こんなイベントがあるのだとなると思います。今の状態では横のつながりがないと思うのです。その横のつながりを生涯学習課さんが音頭をとって、いろいろなイベントを、絵画展や俳句展、川柳展などいろいろなイベントをこういうところでやっていますという窓口になってくれれば、こういう条例も市民の中にすんなりと入っていくのではないかと。流山市には広報はありますが、月に3回ということですが、文化掲示板は月ごとに更新していけばよいので、そこに団体が自由に発信できるという掲示板的なものを作ったらよいのではないかと思います。まず、どういう団体があるのか市民がわからないのではないかと。学校も、中学校も含めて、いろいろな地域に出て行って活動しているのです。そういうところを、小・中学校が何をしているのか高校ではわかりませんし、われわれ高校が何をしているのかは中学校ではわからないと思います。そういう横のつながりをぜひ、インターネットを使ってやっていただくと面白いなと思いました。

(小林会長)

ありがとうございました。

では、佐々木副会長。

(佐々木副会長)

市民参加が前提だと思います。流山は申し訳ないですけども、財政規模も人口規模もないので、松戸の森のホールは作れませんし、森のホールは今赤字で持ち出しになってしまっています。先ほど話題になっていたおおたかの森に音楽ホールを作るのであればそれはそれで活用のしがいはあると思うのですけれども。まず、市民がどういう団体が何をしているのかを知らないと思います。例えば今月はどういうところでどういう行事があるのか、どういう団体が活動しているのかを知らないのです。広報には載っているのですけれども、広報は見ただけで終わってしまって、近くにあれば行ってみたいなどいうところまでいかないのです。

また、最高級のものというのは、ちょっと足を伸ばせば上野まで行けるので、上野に行けば世界各国から集めた美術品等がありますので、そこで賄えてしまいますので、流山は太刀打ちできません。当然流山はそれらと呼ぶことはできないし、美術館を建てたとしても所蔵品を集めるだけのお金もないということになりかねませんので、そういうことは東京、上野に任せておいて、やはり、市民が参加をするということを前提として、それを謳う、謳わないは別としても、基本はそこしかないかなと思っています。

私は、その他というところが非常に気になるところでして、その他というところで学校は皆頑張っていると思うし、各学校、小中学校、高校が入れ替わって協力していけることは協力して、その中で芽生えていくと思います。技術を持っているのであれば、その技術を小・中学校に教えていくというかかわりが必要になってくると思います。そういうかかわりの中で次の世代が育っていくのかなと、そして流山で育った子どもたちが流山で力を発揮しなくてもよいのです。巣立っていった先で力を発揮してもらえば良いのであって、そこでお互いに力を発揮していただければ本当に嬉しいと思います。よろしく願いしたいなと思います。

(小林会長)

ありがとうございます。

今日は、このアンケートの結果をどう考えるかというご意見をいろいろいただいたのですが、どうもアンケートの結果をみると、鑑賞したいということと自ら参画したいということに、大きく二分しているのではないかという意見がありました。

また、市民が確たる意見を持っているわけではなくて、聞かれたからどちらかに振ってしまったかなということがありました。

しかし、皆さんのご意見をまとめてみると、市民参加型の芸術文化推進ということがこのまちにはあっているのではなかろうか。

では、この中で、行政は何をするのだろうか。それは例えば、もう少し環境を整備してください、情報を提供してくださいとか、流山市だけではなくて横の連携を考えていったらどうか。それから、芸術文化に市民が参加していただくことについても、市民とはいっても若い人から高齢者までいらっしゃるの、それをどういうふうに動いていったらよいのかといったご意見がありました。こういったことを、もう少し具体的に整理してみれば面白いことになるのかなという意見がありました。

以上が今日のご意見のおおまかなところですよ。

それで幸いなことに、この文化芸術条例は先ほどの併設校のこのように時間的に切迫しているわけではありません。それから、今日ご覧いただいたこのアンケート結果も1月21日現在の分の単純集計なので、さらにご意見がある、ご意見の中でもクロス集計をしておりません。その辺ももう少し見れば、市民の方の姿がもう少し浮き上がってくると思います。というようなことで、議長としましては、次の審議会までに、このアンケート調査の結果をもう一工夫していただきたいと思いますが、その辺は可能でしょうか。

(事務局)

はい。先ほどご説明しましたように、全体件数は1,100件くらいになるということで、全部の集計もまだできていない段階でございますので、この辺はきちんと集計させていただきまして、後ほどということになります。実は今年度は今日が第4回目ということで最後の審議会となります。こちらの案件につきましては、来年度

も引き続きご審議いただくこととなります。

来年度につきましては、おおまかな予定としまして、平成26年5月の連休明けくらいに第1回を考えておりますので、それまでの間にアンケート結果につきましては、整理させていただきまして、委員の皆様にお送りすることは可能です。

(小林会長)

はい。では、今日は4つの議題がありましたが、最初の議題につきましてはほぼまとまったということで進めていただく。

2番目につきましては、文言の修正ですので、今日の審議で終了となります。

3番目につきましては、ピックアップセンターにつきましては、方針としては皆様に賛成いただきましたけれども、具体的なことがまとまってきたら報告していただくこととなります。

4番目につきましては、アンケート結果をもう少し整備していただいて、今日は読みませんでした。資料8の文化芸術振興条例につきましては、皆さま方に読んでいただいております。最後のところの基本的な計画に落としこんでいくわけですが、第8条の基本的な計画、生涯学習推進構想の文言等に今までアンケートを含めて議論したことをまとめこんでいけるかというところで議論を進めていきたいと思っています。

こんなことで、今日の4つの議題につきましては終わりたいと思いますが、何かありますか。

では、その他ということで、事務局からありますか。

(事務局)

来年度の審議会ですが、文化芸術条例については、アンケートの集計結果がでていない部分もあるのですが、審議会でも議論していただいて条例案を作っていくと。可能であれば、7月頃の審議会、遅くとも8月に素案的なものができることを希望しています。そして12月議会くらいに上程したいという流れを考えています。

それから、こちらの条例につきましては、当初諮問答申という形

にはしておりませんが、過去に一度検討した案件でもあり、ここで議会からの要望等もございまして、再度検討いただいていることもあり、審議会からの案ができあがるあたりで可能であれば審議会からの建議という形にさせていただきたいと思うのですが。

(小林会長)

条例そのものは、文言としては資料8でほぼまとまっていると考えております。ただ、この文言で出した時に市長の方から、では皆さんは基本計画をどう考えているのか等の質問がいくつかでてくると思うのです。そういうことに対して、自分たちの考え方をまとめておけば文言としてはまとまっていると思いますので、事務局の希望の7月頃、もっと言えば次回の審議会で文言は固めてしまおうということは可能だと思っております。皆様、よくお読みになってご検討をよろしく願います。

(事務局)

来年度は5月頃に第1回の審議会を開催します。そして来年度につきましては、今年度は審議にあがってきませんでした。スポーツ関係の議題の審議をお願いしたいと思えます。

現在、新体育館が建設中ですが、そちらの利用料金、他に現存の施設を移転整備するという案件も予定しておりますので、そういったことについてもご意見等を頂きたいと考えておりますので、よろしく願います。

(小林会長)

では、ちょうど時間になりましたので終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(1 6 : 0 0 閉会)